

令和5年第2回三重県議会定例会

予算決算常任委員会 教育警察分科会資料

付託議案審査

- 議案第4号「令和5年度三重県一般会計補正予算（第2号）」
..... 1頁
- 議案第7号「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」
..... 2頁

令和5年6月22日

警察本部

債務負担行為の変更

(単位：千円)

事項	補正前		補正後	
	期間	限度額	期間	限度額
尾鷲警察署庁舎整備に係る業務委託	令和6年度	636,514	令和6年度	829,811

尾鷲警察署庁舎整備に係る業務委託契約において、改修すべき工事箇所が増加したこと、建築資材の価格高騰等に伴い工事費が増額することなどから、限度額を8億2,981万1千円に変更するもの

「三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案」

1 改正の経緯

道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、三重県警察関係手数料条例（平成12年三重県条例第22号）の一部を改正するものです。

改正内容は、特定小型原動機付自転車運転者講習及び一般原動機付自転車に関する規定が整備されたため、特定小型原動機付自転車運転者講習に関する講習手数料の新設及び所要の規定を整備するものです。

2 三重県警察関係手数料条例の一部改正の概要

(1) 特定小型原動機付自転車運転者講習手数料の新設

手数料の種別・区分		手数料の額
講習 手数料	特定小型原動機付自転車運転者講習	講習1時間につき 2,000円

(2) 条文の改正

特定小型原動機付自転車の規定が整備されるとともに、従来の「原動機付自転車」の定義が、「一般原動機付自転車」に改められたため、現行条例の第8条第1項第15号（審査手数料）の条文中にある「原動機付自転車」を「一般原動機付自転車」に改める。

3 施行日

令和5年7月1日

議案第七号

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案

右提出する。

令和五年六月一日

三重県知事 一見勝之

三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例

三重県警察関係手数料条例（平成十二年三重県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第一百八号）以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一、十四（略）</p> <p>十五 法第九十一条又は第九十一条の第二項に規定する運転することができ、る自動車及び一般原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの審査手数料</p> <p>十六、三十二（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p>			<p>（道路交通法関係手数料）</p> <p>第八条 道路交通法（昭和三十五年法律第一百八号）以下この条、別表第七、別表第八及び別表第九において「法」という。）の規定に基づき、次の各号に掲げる許可等を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める種別の手数料を納めなければならない。</p> <p>一、十四（略）</p> <p>十五 法第九十一条又は第九十一条の第二項に規定する運転することができ、る自動車及び原動機付自転車の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、三重県公安委員会の審査を受けようとするもの 審査手数料</p> <p>十六、三十二（略）</p> <p>2、6（略）</p> <p>別表第七（第八条関係）</p>		
手数料の種別	区分	手数料額	手数料の種別	区分	手数料額
一、二、十七（略）	（略）	（略）	一、二、十七（略）	（略）	（略）
二十八	（略）	（略）	二十八	（略）	（略）
講習法第八十条の二第一項講習一手数第十五号又は十六号に時間			講習法第八十条の二第一項講習一手数第十五号に掲げる講習時間		

【第7号 三重県警察関係手数料条例の一部を改正する条例案】

備考 (略)	二十九 三十	料	掲げる講習
	二 (略)		
		つき 二千円	

備考 (略)	二十九 三十	料	
	二 (略)		
		つき 二千円	

附 則

この条例は、令和五年七月一日から施行する。

提案理由

道路交通法の一部改正等に鑑み、手数料についての規定を整備する必要がある。これが、この議案を提出する理由である。